

平成 27 年第 1 回定例会 環境農政常任委員会

平成 27 年 3 月 3 日

高橋(稔)委員

はじめに環境学習教材の作成につきまして伺ってまいります。地球温暖化対策教育の中に 410 万円強の環境教育学習教材作成事業費が計上されておりますので、関連して伺ってまいります。

まず、学校現場におきます環境学習はどのように取り扱われているのか伺ってまいります。

環境計画課長

平成 23 年 10 月に環境保全活動・環境教育推進法が改正されまして、学校教育における環境教育と教育を通じました環境保全活動が一層推進されることとなりました。また環境学習が充実された新学習指導要領が平成 23 年度から順次小中高で設けられました。社会、理科、技術家庭、総合的な学習の時間、そういった授業の中で身近な自然観察、地球温暖化、資源エネルギーの問題などを取り扱っております。

高橋(稔)委員

今回、予算案に新規事業として計上されているわけですが、どのようなものをお考えいただけるのか、確認させていただきます。

環境計画課長

地球温暖化対策を中心とした環境問題につきましては、小中高校において学校教育の授業として取り組んでいただくために、教員が授業で教材として利用しやすいような構成とした教材を作成しまして、ウェブサイト等に掲載する予定です。内容につきましては、例えば温暖化、自然環境などの分野ごとに分けるとともに、さらにシーンごとの区切りでありますとか、そういったものを細かく分けまして、動画を見て児童、生徒が考えられるような問いかけ方式にするような、そんなことも教材として利便性が高いものになるだろうと思っておりますので、検討してまいる考えです。またスマートエネルギー計画を推進しております本県の状況を踏まえまして、再生可能エネルギーの利用の促進を取り入れるなど、本県ならではの特色を出していきたいと考えております。

高橋(稔)委員

小中高ということになりますと 3 バージョンあるということではないでしょうか、それとも小学校低学年用とか高学年用とか、小中高一体のものというのは考えにくいんですけれども、その辺はどうですか。

環境計画課長

内容につきましては、今後、編集委員会をつくりまして検討してまいります。が、これまで教育委員会の教員等と接触している中では、必ずしも映像としては分けなくても設問の内容といったところの段階に応じて分けていく、そんなことでもいいのではないかというような意見を頂いておりますので、今後その辺は詰めていきたいと考えております。

高橋(稔)委員

設問で工夫するということですが、小学生から高校生までということになると、かなり難易度においても、理解度においても差があると思うので配

慮していただきたい。

環境教育というのは身近なものというか、楽しいなというか、やっぱり引き付けるということが大事だと思います。まず見た瞬間についていけないということになると、環境教育の狙いとそごを来してもまずいと思いますので、是非引き付ける、そういう適及性のあるものに配慮していただきたいと思います。

それで、これまでも環境エネルギー学校の派遣事業によりまして、環境教育の支援を行ってきたと思いますけれども、今回、環境教育学習教材を作成する意図というのを改めてもう一回確認させてください。

環境計画課長

環境に配慮した行動を自然にとることができるようになるためには、小さいときからの習慣付け、それから学校における環境学習が大切です。これまで県では環境エネルギー学校派遣事業を実施しまして、実施した学校から、学校だけではなかなか準備できる内容でないので、地球温暖化について考えるきっかけとなった、というような感想を頂いております、好評であります。ただ、これは企業、団体に講師をお願いすることから、基本的には年度初めに講師の方と調整をしていることから、年度途中で教員がこれから実施したいといったときに、必ずしも御希望に沿えないようなこともあります。そういうことから学校の方の派遣事業と合わせて、教材が常に提供されることを実現させるために、環境教育を推進する上で有効だろうということで、今回環境教材を作成することとしたものでございます。

高橋(稔)委員

派遣ということになると限定性があるので、動画などウェブサイトで広くみんなが学習できるような環境をつくることは今日的な動きだと思うんです。それを是非ICT教育の中で十分リンクさせて頑張っていたいただきたいと思います。教育委員会でもICTの環境が整ってきていますので、この辺で工夫していただきたいと思います。

先ほどの本県ならではのスマートエネルギー構想もしっかり盛り込むと発言されましたけれども、ずっと質疑で取り扱ってこられています。例えばPM2.5の発生原因ですとか、そういう今日的なテーマというか、まだ決着を見ていないものについても触れていくんでしょうか。

環境計画課長

その辺になりますと、学校教育の中で取り扱われるということが大事ですので、高校生ぐらいであれば今日的な問題ということで扱っていいのかもしれませんが、小学生レベルでどこまでそこを扱えるのか、教育委員会の方と相談をしながら決めていきたいと考えています。

高橋(稔)委員

PM2.5はなかなかどういうものなのか分からないですよね。我々は委員会で勉強させていただいているから、発生原因を含めて、どういうことに起因しているのかということが概略的にはつかめますけれども、本質的にはなかなか我々も理解できていないので、本当にそういう先進的な知見も高校生辺りになれば、また中学生も理解度が増してくるかもしれませんので、是非頑張っていたいただきたいなと思うところです。

そこで、せっかく教材を作っても、現場のニーズ、児童、生徒のニーズにマッチしているかどうかというのは大切だと思うんですが、授業で使っていただきたい、また使いやすい、そういう教材作成に当たって、学校の授業で正に使えるような工夫、これは先ほど編集委員会というお話もありましたけれども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

環境計画課長

作成した教材を現場で使っていただくために、教員のニーズを把握しながら使いやすいものにしないといけないと考えております。そこで教員等を構成メンバーとします編集委員会を設置しまして、教材の項目の設定であるとか監修、それから教材を活用するためのマニュアルを編集委員会において検討していきたいと考えております。

高橋(稔)委員

これまでも様々なNPOなどから、環境学習の教材が提供された経緯もあると聞いてますので、そういったものもしっかり踏まえて、情報がバージョンアップしていくようにお願いしたいと思います。

せっかく現場のニーズに合った教材ができたとしても、先ほど来申し上げました現場の教員がうまく使えるかどうか、教員が教材の使い方などを理解して活用していくことができるかどうか、このICT教育の中で教職員に対しての働き掛けについて、教育の最大環境は教員であると言われておりますので、この辺の働き掛けはどう行っていくのか伺います。

環境計画課長

環境教材をいかに授業で使っていただけるかということは、教員の方にいかに使いこなしていただけるかということが大事ですので、教員研修、これはICT研修もありますし、中学校になると理科の研究会、そういったところを通じまして、この動画教材の活用方法について御案内するとともに、教育委員会とその辺は連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

高橋(稔)委員

新アジェンダ21の改訂の議論が自民党の質疑でも明らかにされておりましたが、新アジェンダ21 かながわの中に、中期的な行動計画ということで盛り込まれておまして、ここの行動指針の項目10との整合が気になるのですが、こういうことについては、どういうふうに考えていますか。

環境計画課長

今回、新アジェンダ21 かながわを改訂しまして、スマイルマークを付けたものが子供でもできる行動メニューになりますが、そういったものを集めまして、子供用に一定の寄与をしていこうということを考えておりますので、そういったことをリンクしながら、また今までやっております環境エネルギー派遣授業におきましても、派遣をするには、マイアジェンダ登録を御案内しています。そういうことで、アジェンダの取組と環境教育、そういったものはリンクして考えております。

高橋(稔)委員

せっかくの施策展開ですから、こういう長期的なビジョン、中期的な行動計画、そして新アジェンダの行動指針10、環境への関心を高め、学び行動する人

を増やしますという指針を掲げているわけですから、今おっしゃったようにしっかりリンクしていただけるものと思います。ここで気になったのがエコスクールで、今取り組んでいらっしゃる厚木市、藤沢市の小学校等の活動事例も紹介されていますけれども、環境教育基金、F E Eの活用によって、エコスクールへの展開とか世界的な視野を広げつつ、地域で行動する、こういう基本論が大事ななと思うんですけれども、この辺のことについて何か御見解があればお伺いします。

環境計画課長

今回、事例等で紹介しています小学校でやっているところは、校長先生や地域が環境問題に特に関心をもって、先進的に取り組んでいただいているところでありますので、環境教育を推進するときには、そういった先行した事例等を御案内させていただき、あと学校長会がございますので、そういったところで御案内するなど、取組を広げていく配慮もしていきたいと考えております。

高橋(稔)委員

せっかく環境教育基金のことを取り上げていらっしゃるわけですから、グローバルでありローカルなものをお願いしたいと思いますけれども、この環境学習教材は深いと思うんです。しっかりと取り組むと、やはり神奈川の環境の一層の醸成はもちろんのこと、地球規模に膨らんでいくでしょうし、小さいときからしっかりそういうことが育っていくように、是非頑張っていただきたいと要望しておきます。

続きまして、P C Bポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進について何点か伺います。

先ほどアンケート調査をするとおっしゃっていましたが、回収率が気になりますけれども、この種のアンケートというのは回収率をどのくらい見込むんでしょうか。

廃棄物指導課長

平成25年度に国がモデル調査ということでやった結果ですが、約16万8,000事業所にアンケートをした回収率が約53%、半分程度ということでございます。

高橋(稔)委員

53%というのは必ずしも高くはないですね。先ほどの答弁ですと、国から示された資料に基づいて本県が行うということですがけれども、本県は回収率ほどのくらいを想定するんですか。

廃棄物指導課長

国ではこの調査を平成25年度よりも前にやっておまして、やはり回収率が半分程度ということで、本県の場合でも回収率はその程度になるのではないかと考えております。

高橋(稔)委員

ということは、半分程度の人がP C B廃棄物処理について理解していないのか、事の重大性に気付いていて非協力なのかということになるんですけれども、半分程度の回収ということになると、よほどアンケート調査を工夫しないと厳しいと思うんですけれども、事前事後で何か工夫するんですか。

廃棄物指導課長

アンケートにつきましては、国のマニュアルに沿って事業者等へ送付することになりますが、事前にアンケート対象事業者の分類とか、業界を通じた周知とかも含めて、アンケートやる際に事前周知も併せて行い、少しでも回収率を上げるように目指します。

高橋(稔)委員

事前周知が大事だと思うんです。先ほどの予算額でどこまでできるかなと思って伺っていたんですけども、事あるごとに県の広報などを使って、こういうアンケートをやろうと思っておりますという呼び掛けをするお考えがあるのでしょうか。

廃棄物指導課長

県のたよりで、毎年1回PCBの関係を掲載しておりますので、そういった部分も使いながら周知をしていきたいと考えています。

高橋(稔)委員

是非お願いします。

それでは、未回答の事業者にはどう対応していくんでしょうか。

廃棄物指導課長

未回答の事業者に対しては、電話連絡、文書の再送付などによって督促を図っていくことを考えております。ただ、そうしてもなかなか確認ができない、連絡とれない状況があると思いますので、事業者にできる限り直接最後は確認をとるなどして、把握できないということのないようにやっていきたいと考えております。

高橋(稔)委員

直接出向いて、限られた職員のマンパワーで頑張っていくということですから大変な労作業になると思うんですけども、やはり届出を行わない事業者、処理を行わない事業者に対して適正処理を進めることが狙いでしょうから、アンケート調査が狙いじゃないんで、適正処理をどう指導していくのか、そもそも指導の強制力、もっと言うと調査に対する強制力ということにもなるんですが、どこかに強制力を絡ませていかないと、なかなか難しいと思うんですけども、その辺はどういう状況になるんでしょうか。

廃棄物指導課長

PCB廃棄物を保管しているにもかかわらず、届出を行っていない方はPCB特別措置法に基づいて罰則が規定されております。最後は罰則になるわけですが、実際には指導を行って、届け出ていただくということが最優先と考えております。また廃棄物処理法では報告を求めることができる規定もありますので、そういうのを含めて強制的な調査というものも最終的には考えております。

高橋(稔)委員

使用中の事業者に対して、使用を停止させる、つまり使っているものを廃止させる法的措置というのはあるんですか。

廃棄物指導課長

使用中の事業者に対しては、現時点でその使用を廃止させるという法的な措

置はございません。

高橋(稔)委員

そうすると片や罰則規定があるけれども、使用している場合にはなかなか法的な措置はとれないというこのジレンマがありますよね。しかし、適正処理をしていただかなければいけないということになってきますと、その事業者のモラルに任せるということではなかなか厳しいと思うんです。漏れなくPCB廃棄物を処理していくために、未処理の事業者や使用を廃止しない事業者をしっかりと把握して、啓発を行って、最終的には結局強制力を働かせないと難しいかと思うんですけれども、どういう見解ですか。

廃棄物指導課長

処理期限内に処理できないものについては、改善命令を発して処理を行うという命令をかけることとなります。しかし、先ほど委員がおっしゃったように、使用中の機器については法的措置がとれません。こういう課題は本県だけではなく、全国的な課題でございますので、処理がしっかりと終わるように、国に対して処理の体制の更なる整備とか、こういう課題への対応を要望しておるところです。国においても、未処理事業者への対応については課題であると認識しておりますので、今後検討していくということを聞いております。本県としても、他の自治体と連携しながら、更に国に働き掛けて、法的整備などを要望していきたいと考えております。

高橋(稔)委員

アンケートの調査の中で、現在使用中であるということと、例えばこういう課題があってもなかなか適正処理ができないなど、記述式の部分があってもいいのかなと思うんですけれども、アンケート内容には盛り込まれているんでしょうか。

廃棄物指導課長

アンケートにつきましては、まず使用しているか、使用を終えているか、トランス、コンデンサにつきましては持っているか、持っていないかを順番に聞いていきます。課題とか意見という欄は今のところ国のマニュアルに示したのものにはございません。

高橋(稔)委員

各事業者において課題があると思うんですよ。その課題をどうお互いに解決して、いきなり罰則にいかないように、適正指導するワンクッションが置かれているとしたら、その課題を把握して共有化していかないと、適正指導ができないと思うんですけれども、それは記述式があってもいいかなと思うんですけれども、神奈川バージョンがあってもいいんじゃないですか、いかがでしょうか。

廃棄物指導課長

今回の調査は国がマニュアルを示して、県独自でやるものですので、県としても、そういうものを含めて記載などに工夫をしていきたいと考えております。

高橋(稔)委員

先ほど申し上げました適正処理を目指して頑張っていただきたいと思います。

ところで、今回この県計画は3月末にまとめて公表していくことになっているようですが、PCB廃棄物の処理を推進し、法定処理期限より前倒しで設定されている計画的処理完了期限に処理が終了する必要があると思います。計画的処理完了期限までの時間は長いようで短いと思いますが、この期限内に確実に処理を行っていくためには、進捗管理も重要だと考えますが、進捗管理はどのように行っていくんでしょうか。

廃棄物指導課長

県計画は3月末にまとめて公表していく予定でございます。進捗管理につきましては、毎年度の保管事業者からの届出とか、来年度から実施する掘り起こし調査の結果、それから中間貯蔵・環境安全事業(株)での処理の状況などを整理いたしまして、定期的にPCB廃棄物の保管、処理の状況を把握し、今後の処理計画など見通しを立てて進めていきたいと考えております。最終的には平成39年3月までの期間ですが、計画的処理完了期限を踏まえまして、1年でも早くその処理が終了するように、県内の政令市、1都3県、関係事業者等と連携して推進して、取り組んでいきたいと考えております。

高橋(稔)委員

適正な進捗管理に努めていただくことを要望しておきたいと思います。

これは私の私見ですけれども、例えば独立行政法人のPCB環境再生保全機構があります。PCB廃棄物処理基金がその中に造成されていると思いますけれども、例えば先ほどのアンケート調査の中で、課題でなかなか負担の部分が厳しいとか、搬出の収集運搬の経費負担が厳しいとか、そういう御意見が出てきた場合に、この廃棄物処理基金の目的の中にそういうことが盛り込まれているんでしょうか。

廃棄物指導課長

独立行政法人環境再生保全機構というのは、PCBの基金を管理しまして、中小企業等に対する助成を行うというような仕事をしております。この助成作業の手続というのは中間貯蔵・環境安全事業(株)が行い、処理料金の割引等が行われております。実際に割引とかPRは、中間貯蔵・環境安全事業(株)が行い、我々県はそうした助成が十分使用されるように周知していくことになっております。

高橋(稔)委員

機構のスキームはあると理解していいわけですね。それにしっかりとって県が指導をしていくということで理解をいたしました。いずれにしても、県のそういった事前の周知、この辺が非常に大事だと思いますので、アンケート調査には遺漏のないように取り組んでいただくわけですけれども、そういう事業者の課題に耳を傾けていただいて、適正処理ができるように御配慮いただきたいと要望しておきます。

続きまして、卸売市場整備に対する支援について何点か伺ってまいります。

補正予算の総括表の説明の中で、卸売市場整備推進費で14億7,000万円強の大幅な増額補正がされておりました。他は減額補正がある中で大変目立っている増額補正であります。したがって、この卸売市場整備推進事業の概要と平成26年度におきます実施内容について伺います。

農業振興課長

卸売市場整備推進費は、卸売市場法に基づき農林水産大臣が策定する中央卸売市場整備計画に基づき、計画的に実施する中央卸売市場の施設の整備に対して、国の交付金を活用して助成する事業でございます。平成26年度については、横浜市中心卸売市場の再編整備として、横浜市が行う本場の水産物卸売場の低温化、温度を低くするための改修、横浜市中心卸売市場の食肉市場の汚水処理施設の老朽化に伴う改修に対して補助を行うための事業として実施しております。

高橋(稔)委員

先ほども申し上げましたように、当初の事業規模と比べまして、補正額14億7,500余万円ということで増額補正が示されておりますけれども、今回補正予算を編成するに至った理由を改めて伺います。

農業振興課長

このたび補正をお願いしておりますのは、先ほど申しました二つの事業のうち、横浜市中心卸売市場本場の水産物卸売場の改修に関わるものでございます。同市場の水産卸売市場の卸売場の整備については、平成25年度から平成27年度までの3箇年の事業にわたり、平成25年度は実施設計、平成26年度と平成27年度は実際の工事をするという予定でございました。計画では平成27年度の整備に補助金の所要額で15億8,600余万円について、国の平成27年度の当初予算から交付いただくということで実施する予定でございました。しかし、国の平成27年度当初予算で交付金を配分することが難しいというような情報が国の方から入ってきました。そのため、県としましては横浜市と連携しながら横浜市中心卸売市場の再編整備が国の計画に基づいて進めているものであり、再編といいますのは、横浜の場合、南部市場と本場があるんですが、そちらの再編ということもありましたので、そのためにも施設整備が必要であるということなどを国に理解していただけるように努力してまいりました。その結果、本年に入りまして、国から平成26年度予算を追加交付して整備するという方向でお示しがありましたので、このたび補正をお願いしております。

なお、追加交付の対象については、平成27年度に工事ということで明許繰越についてもお願いしております。

高橋(稔)委員

そういう意味では追加交付が受けられて、結論的にはよかったと思うんですけども、国において平成27年度当初予算において措置できなくなったというのが大きな原因ですが、なぜそういうことなのか、分かる範囲で伺います。

農業振興課長

1点目としましては、これは横浜市中心卸売市場が原因でございますが、平成26年度の工事の着手が遅れたということで、その分平成27年度に行われる工事分が増えてしまったということで、それに伴って平成27年度分の補助金の所要額が当初より増えてしまうということがございます。

2点目としましては、これは全国的な問題でございますが、平成27年度については東京都中央卸売市場の豊洲移転に伴う本格的な整備工事が始まるということもありまして、全国的に中央卸売市場の整備が重なっているということも



ございまして、国全体の交付金の交付における必要な所要額が大幅に増えているということで、横浜市側の都合で増えてしまった平成27年度に増える分について、配分が難しいと言われております。

高橋(稔)委員

工事着工の遅れも、資材高騰ですとかいろいろなこともあるでしょうし、そういう様々な国と地方の要因が重なっていることなんでしょうけれども、平成27年度当初の、国の予算が獲得できないという中で、先ほども伺いましたけれども、県、横浜市の努力によってこういう形になったと思うんですけれども、この辺は横浜市とも連携とりながら、国への要望活動をかなり頑張ったんだなという気がします。どういう対応をとったのか、もう一度確認させてください。

農業振興課長

この事業については、平成25年度から既に着手しているということと、先ほどもお話ししましたが、横浜の南部市場の再編とも絡んでくるということがございまして、途中で延期と言いますか、そういうこともなかなか難しいということがございました。そういう状況でございましたので、横浜市と連携をとりながら、所管しております関東農政局はもちろんのこと、農林水産省の本省の担当官にその必要性等、支援が必要だということを十分理解していただいて、また、これは市の方でやっていただいたんですが、本省の担当者を市場に呼びまして、現場を見ていただいて、必要性を十分認識していただいて、必要性を訴えていただいたということもございまして、そういうことのおかげで追加交付になったと思っております。

高橋(稔)委員

豊洲に立派な市場ができると、かなり豊洲への吸収力が高まってくるのかなという心配もありますけれども、横浜の本場の機能性と言いますか、この辺の高まりとともに、一層の市場性を発揮することが求められると思うんですけれども、今回の14億7,000万円強で、先ほどのお話ですと水産棟の冷却設備ということですが、抜本的な本場の課題解決になるんですか。

農業振興課長

今回の低温化の施設ですけれども、売り場そのものの全体をクーラーがかかるという理解でいいかと思うんですが、そのようにすることで、当然夏場でも水産物の品質がよくなるということで、その部分の競争力、そういう部分については出てくると思います。ただ、今委員言われましたように、豊洲が非常に大きい新しい施設ができるということで、そこの競争という部分が出てくるかと思えます。ただ、横浜市本場については900万県民を抱える拠点にもなるということもございまして、その辺を十分PRしながら、きちんと県民の方に供給していくという部分もありますので、横浜市と連携をとりながら市場の機能を発揮できるようにしていきたいと考えております。

高橋(稔)委員

今回のことは、横浜市と神奈川県との連携事業です。非常に功を奏した好事例だと思えるんですけれども、今おっしゃったように、県内のマーケットについては大変大きな位置を持っている市場だと思っておりますので、是非この整備事業を

バネにして一層の充実が図っていけるような、これは本当に一里塚、マイルストーンにしか過ぎないということを想定しておいていただきたいと要望したいんですが、もちろんそういう思いでしょうけれども、豊洲に新しいのがそのうちできてきますけれども、少しそこまでまだ時間がありますから、しっかりそういう市場性を横浜市とともに協力しながら高めていくことが大事だと思うんです。

ところで、着工が少し遅れたという話があったんですけども、平成27年度内に本来の想定した事業は完了するのでしょうか。

農業振興課長

遅れた理由ですが、再編に伴って南部市場から移ってくる協議等で若干時間がかかってしまったということで、その分当初の着工が遅れたということでございます。それで、横浜市におきましても、施工業者とスケジュール調整を行って、平成27年度中に完成できると聞いております。また今回、当初予算の対応ですと少なくとも国の交付決定がくるまで工事ができなくなってしまうんですが、今回補正を認めていただければ、その調整の期間が要らなくなるということで、工事の空白期間が生じなくなるということもございますので、以上のことから、県としましても平成27年度中に本事業が完了すると考えております。

高橋(稔)委員

明許繰越ということではちゃんとつないでいくわけですから、遺漏ない形でやっていただけを確認しております。いずれにしても、本来の事業が整備促進されますように、強く要望しておきたいと思います。

ところで、今南部からの移転に伴うという話もあったので、南部市場もかなり様変わりしてくるということですが、あそこには花き部がありまして、非常に重要なマーケットを抱えていまして、これについても南部にそのまま残るといようなことを聞いていますけれども、県として南部市場における花き部について何らかの支援ができないのかどうか、また、そもそも花き部の方向性について確認させていただきます。

農業振興課長

南部市場の花き部についてでございますが、横浜市の再編整備計画では、花き部については平成27年4月に中央卸売市場へ転換を図るとされておりまして、南部市場にあるのは今、野菜と花と水産があるんですが、花についてのみ残って、中央卸売市場として業務を続けていくという計画になっております。なぜ花き部が残ったかでございますが、まず現在の商圈の関係で、横浜市の南部、三浦半島の方の商圈としてかなりのウエイトを占めるということで、その関係で残ったと聞いております。現在、中央卸売市場の改正に当たっては県の許可、知事の許可が必要となっておりますので、現在、横浜市中心花き卸売協同組合から中央卸売市場の開設許可申請、また卸売業2者から卸売業許可申請が提出されておりまして、平成27年4月に開所できるような方向で現在審査を進めているということでございます。

高橋(稔)委員

食と花、環境農政局の大事なキーワードだと思います。しっかり花きにおいても配慮していただいて、大田市場との競合も心配されます。大田市場も活況

を呈していくかもしれませんが、一層、本県の花き市場について、神奈川のマーケットをにらんで、是非本県の市場力を発揮できますように、当局の更なる御指導を要望しておきたいと思います。

続きまして、農地中間管理事業の平成27年度の取組について何点か伺います。

農業公社の体制が非常に気になるところです。この農地中間管理機構である農業公社の体制を強化し、自民党からも質問しておりました、意欲ある担い手への農地集積をしていく必要があると思うが、現在職員体制はどうなっているのか確認させてください。

担い手支援課長

今年度の職員体制でございますが、常勤職員2名と非常勤職員3名、計5名となっております。非常勤職員のうち1名を農地中間管理事業の専従職員として充てているということでございます。

なお、非常勤職員のうち三浦に駐在して農地の売買事業を担当していた1名につきましても、本年1月末で退職しまして、現在は常勤職員2名、非常勤職員2名の計4名という体制になっております。

高橋(稔)委員

かなりぜい弱といったら失礼かもしれませんが、人数は少ないけれども、パワーはある、1人で10人前なんだとおっしゃるかもしれないんですが、そうは言っても広大な神奈川県内で、マンパワーは限られているというのは大変なことだと思います。平成27年度に向けてどの程度の体制強化を考えておられるのか確認させていただきます。

担い手支援課長

農業公社の体制強化ということでございますが、中間管理事業の専従職員につきましても、非常勤職員を1名増員して2名体制にし、さらに事務的な業務を補助するアルバイトの採用などについても考えていきたいと思います。また公社が行う農地中間管理事業関係の業務でございますが、こちらについては各市町村、農業委員会等が持っております農家ですとか農地の情報がないとできませんので、協力をしていただける市町村につきましても、業務委託の実施ですとか、委託契約は結ばないまでも協力していただけるところもございまして、そういったところに業務協力をお願いしながら、推進体制の強化を図っていきたく考えています。

高橋(稔)委員

協力していただける市町に業務委託ということですが、具体的にどのような業務を委託されるのか確認させていただきます。

担い手支援課長

市町村に委託できる業務ということでございますが、例えば中間管理事業に関する相談窓口の設置、それから農地の出し手、貸していただける農地の掘り起こしですとか、農地の場所、権利関係の確認、農地の出し手農家との交渉ですとか契約事務、さらには賃借料の収受、支払い、農地の管理などとなっております。

高橋(稔)委員

権利関係の確認というのは、市町よりも場合によっては関連団体、例えば司

法書士会とか行政書士会などのプロ集団の力を借りるのもよいかと思いますがいかがでしょうか。

担い手支援課長

業務の委託につきましては、委託する業務が適切に行える組織等であれば、県の承認を受けた上で実施できることになっていきますので、具体的に農業公社の側からそういった書類申請があれば、県の方で審査した上で、判断していきたいと考えております。

高橋(稔)委員

是非それをお願いしたいと思います。サムライ稼業の方々は毎日行っているわけですから、すぐ活力ある動きをしてくれるはずですし、是非考えていただきたいと思います。

業務委託は全ての市町村に対して実施するのでしょうか。またJAなど市町村以外への業務委託はどのように考えているのか、先ほどの質問と合わせて、もう一度確認させていただきます。

担い手支援課長

市町村への業務委託でございますが、委託に当たっては市町村の同意を得た上ですることになっております。中間管理事業の実施対象市町村ということになりますと、29市町になるわけですが、そのうち、まず10の市町に委託可能な業務を全部または一部の委託を進めていきたいと考えています。それから市町村以外への業務委託でございますが、先ほど委員の方から司法書士等というお話もございましたが、その他に農協ですとか土地改良区、さらには市町村の農協、農家で組織する地域の協議会組織などにも委託が可能となっておりますので、10市町以外の中では、地域の状況等踏まえながら、引き続きそういったところへの働き掛けを行っていききたいと考えています。

高橋(稔)委員

一部の市町では独自の事業、制度による農地の貸し借りや、農家への支援制度を設けているところがあると認識しております。そのような市町との事業のすみ分けや連携など、平成27年度の取組についてどのように考えておられるのか伺っておきます。

担い手支援課長

委員からお話がありましたとおり、一部の市町では農地の貸し借りを円滑に進めるため、貸したい農地の情報と農地を借りたい農家の情報をデータベース化するなどして、貸付希望の情報を借りたい方に提供する事業を先行して実施しているところがございます。このような事業を実施しているところにおきましては、最終的には市町の事業を使うか、農地中間管理事業を使うか、これはそれぞれの農家の判断ということになるわけですが、県農業公社としましては、農地中間管理事業をできるだけ活用していただけるよう、市町とも調整しまして、農業公社が農地の借り手側、借りたい農家と同じように登録させていただき、その該当市町から貸付希望農地を情報収集を行いながら、農地を貸したい方については、一定の要件を満たせば機構集積協力金が交付されること、また貸し借りのための事務手続、賃借料の徴収、支払いなどは農業公社が間に入って行うというメリットを丁寧に説明しながら、来年度以降、事業を進めていき

たいと考えます。

高橋(稔)委員

県内の協力していただける市町、J A、そして関連団体と調整するのは御苦労が多いと思います。ましてや横浜市のように先行して独自施策を設けてやっているところや、非常に農業委員会とのコンタクトも強い市町に、県が協力を求めて事業推進していくというのは大変な御苦労があると思うんです。そういう中でも、県とタッグを組むことによるメリットを示すことは非常に重要と思うんですけれども、例えば規制を緩和するとか、県の農業施策に関する膨大な情報をうまく活用するなどの工夫は一層の連携を増していく要素にもなってくるかと思うんですけれども、そういうことを戦略的に考えていく発想などはないでしょうか。

担い手支援課長

農地中間管理事業とセットで、例えば県の事業等優先的に採択する、しないと、そういったことについては現段階では考えておりません。ただ、中間管理事業そのものは国の制度でございますが、国においては例えば農地の基盤整備事業、こういった一部の事業については、中間管理事業とセットで取り組まない予算等の優先配分に色を付けるなどの動きも出てきておりますので、そういった中でなるべくこの事業を活用していただけるように、県としては進めていきたいと思っております。

高橋(稔)委員

他県ですけれども、ある農業委員会の方と懇談したときに、これからのいろいろな施策を農業委員会としても展開していかなければいけないけれども、災害対応を一つの農業施策のキーワードにしているということを聞きました。例えば横浜市は防災協力農地とかいう制度を設けています。先ほど言ったのは他県の農業委員会の方ですけれども、防災、災害対応、そういうことを県が上位計画に見定め、念頭に置きながら農家と接していく、中間管理事業を展開していくのもいいのではないかなと思ったんですけれども、私見ですけれども、課長の見解があれば伺いたい。

担い手支援課長

中間管理事業は平成 26 年度からスタートして、まだ間もない事業ということで、いろいろと課題が多い中で進めているわけですが、今後も事業の進捗、進み具合等踏まえながら、まずはやっていきたいと思っております。また来年度に向けては、今年度の実績を踏まえて、例えば茅ヶ崎、伊勢原、中井町は比較的事業を進めていただいておりますので、こういったところをモデル地区に設定をさせていただきまして、そこでの取組を優良事例として研修会等を通じて他地域へ紹介しながら、事業の横展開を図っていきたいと考えます。

高橋(稔)委員

次に、里地里山の保全について伺います。

里地里山保全の取組について伺ってまいります。都市部であっても里山はありますけれども、資料に示されました県内分布図を見ますと、横浜市などの都市部には地域選定がされていないように見えますが、なぜでしょうか。

#### 農地保全課長

横浜市に地域選定がないのは、県の補助金のスキームに乗りにくいというところがございます。県の団体への補助金の仕組みでございますが、まず地域の実情に精通した地域の人たちが主体となった活動によりまして、里地里山等の保全が図られると認められる地域を、市町村からの申出によりまして県が認定いたします。そして、その地域の中で団体が土地所有者と活動に関する協定を締結してもらいまして、その協定に対して県が認定する、それに対して補助をするという仕組みになっております。この仕組みでございますけれども、平成20年に施行しました里地里山の保全等に関する県条例に基づくものでございまして、地域選定というのが、団体への補助金の前段階という意味合いがございます。

一方、横浜市では従来から市単独事業によりまして、緑地や農地の保全の活動に対して支援をしてきております。また、その活動の主体は地域の人たちというよりは、一般の市民が中心となっております。そういう関係で決して横浜市に里地里山がないというわけではなくて、県の補助金のスキームには乗りにくいということで、今のところ地域選定が行われていないということです。なお、川崎市、藤沢市では1地区、地域選定がなされているところでございます。

#### 高橋(稔)委員

横浜市だけ見放されているというわけではなく、横浜市が独自のものを持っているということで理解しました。

それでは、県が支援している団体は現在幾つありまして、その数は増えているのでしょうか。また団体とはどんな人たちで構成されて、どんな活動をされているのか、併せて確認させてください。

#### 農地保全課長

県が条例に基づき支援を行っている団体ですが、現在18団体ございます。5年前の平成22年3月末では8団体、毎年2団体程度増加してございます。

団体の構成ですが、保全等の活動が適切かつ継続的に行われるように、地域の実情をよく知っている土地所有者、地域住民が主体となって組織をされております。こうした地域住民の他にも、援農などを行う地域の外の一般市民の方も参画してございます。

活動につきましては、田んぼや畑、雑木林など農林地の再生活動の他、希少な生き物の生育環境の保全活動ですとか、観察会ですとか稲作体験などの一般県民の方に里地里山の魅力を実感してもらおう取組などが行われております。

#### 高橋(稔)委員

団体の活動の中で特徴的な取組があれば是非紹介していただきたい。また、県はこれまで団体にどのような支援をしてきたのか、支援内容は団体が活動する上で効果的な支援になっているのか、併せて伺います。

#### 農地保全課長

まず、特徴的な取組としまして、一つは地域資源を生かした都市農村交流の事例がございます。例えば小田原市東栢山地域ですとか、相模原市の小松城北地域、南足柄の大雄町では、菜の花ですとかコスモス、ザルギクなどを協定地に植栽しまして、お祭りなどで人を呼び込んで、摘み取りですとか地域の農産

物の販売などにつなげております。

また、教育分野の取組ということで、次世代を担う子供たちの学習の場として活用している事例がございます。例えば平塚市の土沢地域では、雑木類を整備しまして、市内の幼稚園や保育園の遊び場として開放しております。また相模原市の小松城北地域では、地域の小学校の総合学習の場として農作業の体験を行っております。また企業と連携した取組もがございます。例えば小田原市の東栢山地域では、箱根のホテルと連携しまして、宿泊者に田植え、稲刈りを体験してもらっています。また秦野市の蓑毛地域では、鉄道会社と連携しまして、自然体験教室を開催しております。また厚木市七沢地域とか相模原市の小松城北地域では、会社の社員研修ですとか福利厚生活動の場ということで、農林地の再生など社員自らが労働力として提供しております。

県の支援でございます。県では、活動団体が行う農林地の保全・再生等の取組に対して必要な経費の一部を助成しております。補助金でございますが、チェーンソーや草刈機などの資機材の購入、機械の燃料代、肥料などに使われるほか、自然観察会、農業体験などの開催経費等に使われております。補助金額ですけれども、平均しますと1団体当たり約40万円と少額ではございますが、昨年度、団体にアンケートをとったところ、機械や工具の整備ができて助かったという声ですとか、運営組織や会員の意欲の向上につながったという意見も頂いております。また、そういった補助金の支援だけではなく、組織立ち上げ等のアドバイスですとか、先ほど申しました里地里山の保全に協力したい企業とのマッチングとかも行っております。企業の方からは、イベントですとか環境学習などに対する資金あるいは人材の援助等を行っていただいて、団体の活動の充実が図られております。こうした補助金とかアドバイスというのは、県としましては、団体が活動する上で効果的な支援と考えております。

高橋(稔)委員

やはり参加していただく県民の理解がポイントだと思いますが、県民理解の増進に向けてどういう工夫がされているのか伺っておきたいと思っております。

農地保全課長

県では里地里山シンポジウムですとか、子ども里地里山体験学校の開催、県ホームページによりまして県の取組ですとか活動団体の情報提供をしております。県民の参加と理解に努めているところでございます。

工夫というところでございますけれども、里地里山に余り関心のない人たちのアプローチが大事と考えております。昨年12月にフェイスブックページを開設しまして、若い世代をターゲットとして、里地里山に関する分かりやすく親しみやすい情報の発信を始めたところでございます。

高橋(稔)委員

資料の中にコーディネーター派遣とありますけれども、これはどのような取組なのか、併せて実績も確認させていただきます。

農地保全課長

活動団体ですけれども、人材ですとか資金の不足という課題を抱えております。そこで今年度から新しい取組として、里地里山保全活動や施策等に精通している大学、研究機関、NPO等の人をコーディネーターとして団体へ派遣し

まして、団体が抱えている課題の解決に向けて、現地に入って団体の話を聞いて、様々な提案、アドバイス等を行っております。今年度につきましては、補助事業を開始してから5年経過した四つの団体に対しまして、アドバイスを行っております、人材不足ですとか生態系の保全の課題に対する助言を行っております。

高橋(稔)委員

ところで、資料に川崎市黒川におけるボランティアによる稲刈りとありますが、ボランティア保険の加入だとか、その辺のセーフティネットは確立されているんですか。

農地保全課長

資料でございます県で行っている子ども里地里山体験学校は県の取組ですので、県の方で保険をかけてございます。団体が行っている活動についても、同様に保険をかけていると聞いております。

高橋(稔)委員

新規事業として、里地里山保全効果に対する学際的研究事業費が計上されていきますけれども、学際的研究の内容について伺います。

農地保全課長

この研究でございますが、県が毎年行っている大学発・政策提案制度というのがございます。大学側から様々な分野の政策提案を知事にプレゼンテーションを実際にしまして、大学と県が共同で事業を実施するという制度になっております。その事業を活用しまして、横浜国立大学の方から、団体の保全活動が里地里山の多面的機能の発揮にどのような効果があるか検証するという提案がありまして、採択されたものでございます。平成27年、平成28年の2箇年間で横浜国立大学の教員と学生がそれぞれチームをつくりまして、地域経済、景観形成、保健福祉、環境、教育などの分野におきまして、県内の活動団体の取組を調査しまして、効果を検証するものでございます。

なお、成果の活用方法ですが、団体の方から従来から自分たちの活動が里地里山の保全に役立っているのか、それを知りたいというお話がありました。そこで、この成果につきましては、その結果を活動団体にフィードバックすることによって、自分たちの活動を見つめ直すきっかけにしていきたいと思っております。また県民の参加促進という意味もございます。この結果を広く県民に、ホームページですとかフェイスブック等で発信しまして、参加促進につなげていきたいと考えております。

高橋(稔)委員

先ほどの環境教育ではありませんけれども、里地里山保全効果の中には、地域環境の改善と言いますか、そういう視点もあるかなと思いますけれども、里地里山の保全効果の学際的研究と先ほどの環境教育とのマッチング、これについては答えは求めませんが、思考しておいていただければということをお願いしておきたいと思っております。

様々な伺ってまいりましたけれども、県は里地里山の保全の取組に今後どのように県として取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか、決意を伺っておきたいと思っております。



## 農地保全課長

県内で里地里山の適切な保全が広がって、良好な景観形成ですとか、委員のお話にありました環境保全、そういった多面的機能が発揮されて、次世代に引き継いでいくには、直接的な効果が高い取組としましては、里地里山の保全等を行う団体が増えて、そしてその団体が継続的に活動を行っていくことと考えております。そこで県では、まず団体を増やす取組として、地域の実情に精通しておりまして、地域の農林業の振興をしている市町村との連携を強化していきたいと考えております。これまでアンケート調査ですとか担当者会議をするなどしまして、県の取組を丁寧に説明して、聞き取りですとか意見交換等を行ってきております。その結果、今年度、新たにこれまで認定した団体のない川崎市と箱根町で1団体ずつ協定を認定することができました。さらに県の条例制定後、相模原市と厚木市でも県と同様な条例を制定しております。そうした市町村とも連携していきたいと思っております。あと単独で独自に緑地、農地の保全に取り組んでいる市町村もございます。そういった市町村と連携していきたいと思っております。

また、団体の継続的な活動への支援もこれから進めていきたいと思っております。先ほどお話をさせていただきましたコーディネーターの派遣につきまして、引き続き助言等を行っていききたいと思っております。また地域の人たちが中心となった取組については、団体の取組はどうしても限界があると思っております。外部の力と連携することも効果的と考えております。そこで、里地里山の保全活動に関心のある企業と人材や資金が不足している団体とのマッチング等もこれからも続けていききたいと思っております。

また、一般県民の参加を促進するため、体験学校、シンポジウムの開催、フェイスブック等の情報発信に努めていきたいと考えております。県としましては、こうした取組を進めまして、県内の里地里山の保全が一層進むように取り組んでいきたいと考えております。

## 高橋(稔)委員

点在している里地里山ですけれども、今のお話を伺っていましたら、だんだん頭の中で立体感が出てきてまして、点在している里地里山のマネジメントをしっかりコーディネーター等にやっていただくわけですが、連携する市町村とともに、県が主導で保全推進するサミットなどで問題提議を図りながら、一層活動が盛り上がっていくような仕組みを講じていただくことを要望しておきたいと思えますし、また人とかそういう面では、人材バンクとか、そういうデータベース化もあってよいと思えますので、先ほど農地のところでも同じ発想を持ったんですけれども、やっぱりデータベース化がこれから大事な視点かなと思えますので、里地里山、農地についての一層のデータベース化の充実を要望しておきたいと思えます。

最後に、畜産技術センターにおける新技術、OPU技術を既に実用化した県はあるのか、まず確認させていただきます。

## 畜産課長

OPUの実用化の件でございますが、当方で把握している範囲で生産現場で実施されているというのは岡山県と宮崎県の2県でございます。

高橋(稔)委員

この技術は、農家が所有している優良な牛から短期間で複数の優良後継牛を作るという御説明でございました。そういうメリットがあるということですが、リスクもあるのか御見解を伺います。

畜産課長

OPUは牛の卵巣に針を刺して卵子を採るということでございますので、術後に卵巣が癒着し、その後の繁殖に支障が起こるリスクが考えられます。しかしながら、技術を習熟することによって、このリスクは十分最小限に押さえられると考えております。本県においてこれまで実施してきました中で卵巣が癒着した事例の発生はございません。

高橋(稔)委員

今日の日経新聞に、本県の畜産技術センターの技術をもってすれば、新開発目白押しと夢が高まっているとのことで、肉用鶏の開発商品化、非常に全国に、全世界に発信されて素晴らしいという思いがいたしました。今度はOPUということで、リスクもしっかり念頭に置きながら新技術を開発していく不断の挑戦に敬意を表するところでありますけれども、このOPU技術を利用するに当たり倫理規定みたいなものはあるんですか。

畜産課長

OPUの技術は体外受精を伴うわけですが、人の分野においては体外受精の取扱いについては、倫理的観点から学会が見解を示し、指針を定め、その遵守を求められていますが、家畜の分野においては、特段倫理規定というものはございません。

高橋(稔)委員

実証研究として農家の牛を使って実施するということですが、対象農家はどのくらいを想定していらっしゃるのでしょうか、農家の農場で実施するのか、その辺のプロセスについても確認させていただきます。

畜産課長

平成27年度は、3戸の農家で実施を考えているところでございます。採取した卵子は非常に短時間でその活力が失われるということがございます。迅速に安定した環境に置かないと、その後の受胎に影響がありますので、農家の牛を畜産技術センターに搬入していただいて、そこで実施してまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

卵子の採取や体外受精から受精卵移植まで、全て今おっしゃったように畜産技術センターの技術者が実施するという理解でよろしいですか。

畜産課長

卵子の採取とその卵子を体外受精させて、移植可能な受精卵まで培養する、それを凍結保全をしていくということになります。そこまでを畜産技術センターで技術者が実施していきたいと考えております。実際フィールドで凍結保存した受精卵を借り腹の牛に現場で移植するのは民間の獣医師が行う予定でございます。

高橋(稔)委員

そうすると民間の獣医師がフィールドで実施するに当たっては、比較的容易にできるのでしょうか。

畜産課長

OPUで子供を複数作っていくこの技術を細かく分けますと、卵巣から卵子を採る技術、それを受精卵にして受精卵を移植する受精卵移植というこの技術の二つが重なっています。受精卵移植の技術はもうできてございまして、現在、神奈川県でいうと家畜農業共済組合の診療獣医師が実際行ってございまして、民間の個人の獣医師でも受精卵移植をやっている実態がございまして、そことうまく連携をしながらこの事業を進めていきたいと考えています。

高橋(稔)委員

冒頭伺いましたけれども、リスクを念頭に置くと、やっぱりそういう共済事業と連携して、ある程度しっかりしたフォロー策も念頭に置きながらやっていかなければいけないということだと思います。着床前スクリーニングという言葉があるんですけども、リスク回避のためにもそういったことが頭に浮かんだのですが、そういうことに関してはどういう御見解をお持ちですか。

畜産課長

人の受精卵の染色体に異常がある場合、なかなか着床しないというようなことが起こりますが、これは家畜の分野においても同様でございます。人では染色体の数に異常のないものだけを選んで子宮に戻すという着床前スクリーニングの臨床研究をこれからやっていくという発表がつい最近あったと記憶してございます。家畜の分野では、特段倫理規定はございませんが、これまで岡山、宮崎でも着床前スクリーニングを実施しておりません。今回の事業の中でも実施することも今のところ考えていません。

高橋(稔)委員

神奈川県の技術ある畜産技術センターは一步先に行くというか、リスクを回避するというか、そういう角度というのが今のところなくても、将来的にあっていいかなという思いで今答弁を伺ったんですけども、是非そういうことも念頭に置きながら、新技術開発にいそしんでいただくことを要望しておきたいと思えます。

2年間かけて実用化に向けて取り組むとそく聞いていますけれども、実用化後はこの技術を民間に移転し、実施していくお考えなのか、拡大戦略と言いますか、多角化と言いますか、この辺の御見解を伺います。

畜産課長

OPUの実施のためには超音波装置や超音波画像診断機などの特殊機材の投資が必要でございます。それとOPU技術に習熟した技術者を確保するという、この技術は新しい技術でございますので、そうたくさん技術者がいない、このようなことが現実の問題としてございます。当方の事業は2年間の実証が終わった後、実用化においても当面の間、畜産技術センターの技術者がOPUを実施して、確実なる受胎率を確保していきたいと思っております。また移植については、民間の獣医師と連携体制を構築していきたいと考えておりますので、当面はその推進体制で実用化等も進めていきたいと思っております。

高橋(稔)委員

優良後継牛の確保を中核とした生産基盤の強化、これが命題だと思しますので、しっかり御努力いただくことを要望いたします。